

2026年3月10日 全9頁

地方銀行と官民連携まちづくりの課題

無担保・無保証・低収益という事業特性を踏まえた「地域金融力強化プラン」の論点整理

政策調査部 主任研究員 鈴木 文彦

[要約]

- 2025年12月19日に金融庁が公表した政策パッケージ「地域金融力強化プラン」では「官民連携のまちづくりへの参画」が明示された。これまで、投資専門子会社を通じた出資規制緩和の議論において、「地域活性化事業会社」の一例として「まちづくり会社」が言及されることはあったものの、金融行政の文脈で明確に位置づけられることはなかった。今回のプランは、この点を政策として明示した点に特徴がある。
- 公有財産を起点とする官民連携プロジェクトは、物件の性質上、担保権の実行が困難である。加えて、公的負担の抑制という政策的要請や、2000年代の第三セクター問題への反省を背景に、自治体による債務保証や損失補償も認められていない。無担保・無保証が前提となる一方、事業性評価の拠り所となる収益性にも課題が残る。こうした条件の下では、預金者保護の観点から慎重な審査を求められる預金金融機関にとって、リスクテイクのハードルは極めて高いのが実情である。
- 地域金融機関に対し能動的な「面的活性化」への関与を期待するのであれば、事業リスクに見合った集客策を遂行できる権限の付与が不可欠だ。とはいえ、その鍵を握るテナントリーシングにおいて、銀行が不動産仲介業を営むことは「他業禁止」により制限されている。こうした制度的制約は、官民連携によるまちづくりの実効性を高める上での課題となり得る。

1. 「地域金融力強化プラン」へのまちづくり参画の記載

2025年12月19日、金融庁は政策パッケージ「地域金融力強化プラン」を公表した¹。本プランは、人口減少・少子高齢化が進行する中でも地域が持続的に発展していくために、地域金融が有望なプロジェクトへの資金供給にとどまらず、幅広い金融仲介機能を通じて地域経済に貢献する力、すなわち「地域金融力」の更なる発揮が求められるとの問題意識を踏まえ、①地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決、②地域金融力発揮のための環境整備、の2つの

¹「地域金融力強化プラン」の概要については、西野綾斗『[『地域金融力強化プラン』の要点](#)』（大和総研レポート、2026年1月15日）参照。

観点から施策を取りまとめたものである。

本プランは、相前後して閣議決定された「地方創生に関する総合戦略」（2025年12月23日）を政策的な基礎に据え、金融行政の観点から地域金融機関に期待される役割を整理したものである。地域金融機関が自治体や事業者など関係主体と連携しつつ地域金融力を発揮していくことを前提としている。そこでは、企業支援や事業承継、投資専門会社を通じた資本性資金の供給と並び、官民連携のまちづくりへの参画が明示的に位置づけられている。

ここには、「地域の課題やニーズ、特色を踏まえたまちづくりを進めていくためには、地方公共団体のみならず民間の知恵や資金も活用していくことが重要である。その際、地域に幅広い顧客ネットワークを有する地域金融機関が積極的に関与していくことを促す。こうした取組も通じて、地域の面的な再生につなげていく」（p.10）とある。続けて、「公有不動産・遊休資産の活用等に係る官民連携プロジェクト（原注略）への地域の様々なプレイヤー（商工会議所、建設会社、施設運営会社等）の出資・参画を促していく観点から、その中核として、地域金融機関の参画を促す」（同）と記載されている。

これまで、投資専門子会社を通じた出資規制緩和の議論において、「地域活性化事業会社」の一例として「まちづくり会社」が言及されることはあった。銀行法上、地域活性化事業会社が非上場会社の場合、地域金融機関は100%まで出資が可能だ（保有期間10年）。この文脈でいう地域活性化事業会社とは、銀行等以外の第三者が関与して策定した事業計画に基づき、地域経済の活性化に資する事業活動を行う会社である。2020年10月に金融庁から配布された資料では地域活性化事業会社として、ショッピングツーリズムという面的な地域の観光産業振興のための「まちづくり会社」が例示されている²。地域金融力強化プランでは「地域活性化事業会社の要件を明確化し、手続を簡略化する」（p.13）とされている。

他方、国土交通省において、公有財産の有効活用の文脈で、自治体と金融機関・民間事業者の連携が論じられてきた。今回、このように、地域金融力強化プランにおいて官民連携のまちづくりが明示的に記載されたことは、これまで監督指針等を通じて断片的に示されてきた地域金融機関の関与可能性を、地方創生政策をベースに再整理したものと位置づけられ、地域金融機関の役割を考える上で一つの節目となる。

2. 官民連携ファイナンスの器としてのまちづくり会社（共同事業体）

事例は多くないものの、これまでも地域金融機関は官民連携まちづくりに参画してきた。ただし、地域金融機関が自らリスクを取って主体的に関与してきたかといえ、そう評価することは必ずしも容易ではない。

「まちづくり」といってもその内容は一様ではない。典型的には、施設の整備とその後の維持管理、運営を含む事業であるが、対象となる施設は単体の場合もあれば、一定のエリア内に

² 金融庁「事務局説明資料」第2回 金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」（2020年10月7日）配布資料 p.16

立地する複数施設を包含する場合もある。単体の施設整備であっても、周辺環境との関係を踏まえ、エリア全体の活性化を意図したものであれば、実質的には面的な再生と捉えられる。

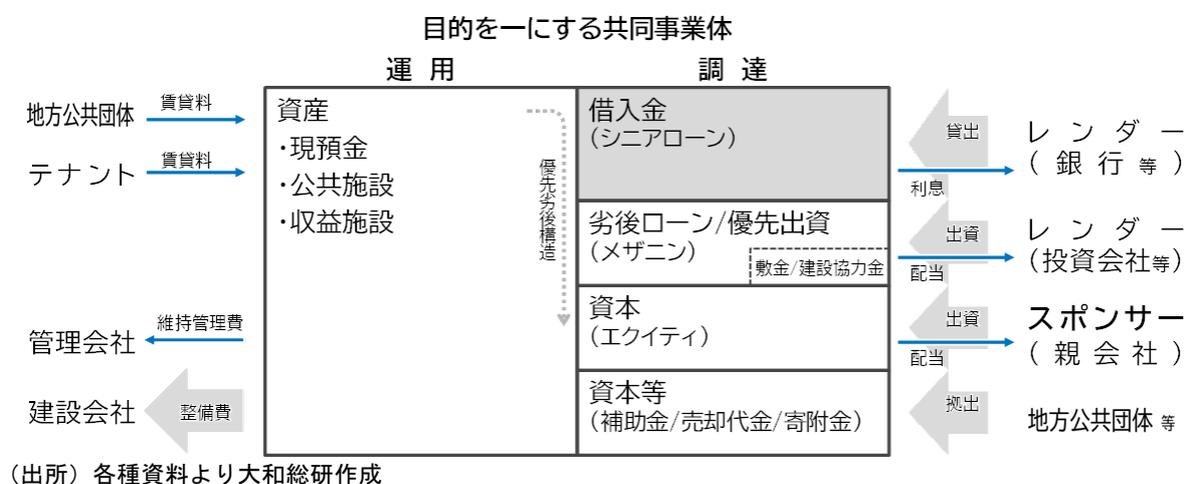
こうした「まちづくり」を官民連携で実施する際には、事業の遂行主体として「まちづくり会社」が設立されることが多い。とくに、施設の整備およびその後の運営を官民で担う案件では、複数の主体間に存在する契約関係や役割分担を束ねる媒介として、プロジェクト型の組織が組成される類型が見られる。会社形態をとる場合には、一般に特別目的会社（SPC）と呼ばれるが、実務上、必ずしも会社である必要はない。

このようなプロジェクト型組織は、単一の実体でありながら、複数の側面を併せ持つ。ひとつは、共通の目的の下で、複数の母体が時限的に参画するアドホックな遂行体制としての側面である。もうひとつは、プロジェクトにかかる収支やリスクを母体組織から切り出して把握する会計単位としての側面である。会計単位としての機能には、有形無形の資産や権利義務の帰属主体となる点に加え、出資や融資といった資金調達を受け止める器としての役割が含まれる。

地域金融力強化プランでは、支援対象の一つとして、「地方公共団体と地域金融機関が連携し公有不動産・遊休資産の活用について協働で取り組むこと」（p.10）が挙げられている。プラン本文の脚注として例示されているのがLABV（Local Asset Backed Vehicle）の取り組みだ。LABVは、官民が共同事業体を媒介として公共施設の建設・運営等を行うPPP（Public Private Partnership）の一類型で、地方公共団体の公有財産を起点とする点に特徴がある。PPPの類型概念である一方、地方公共団体が公有不動産等を現物出資することで関与する共同事業体そのものを指すこともある。

図表1は、地域金融機関が関与する官民連携プロジェクトにおける共同事業体の基本的な構造を示している。プロジェクト型組織の2面性を反映し、事業遂行主体と施設保有主体が分離するケースもあるが、説明を簡単にするため、分離せず一体のケースを想定している。ここでの共同事業体は遂行体制であり会計単位でもある³。

図表 1 共同事業体の貸借対照表と官民の関係当時者の概念図



³ 事業遂行主体と施設保有主体が分かれるケースは「PPP エージェント方式」等と呼ばれることがある。

この枠組みを前提に官民連携ファイナンスを考察する。この場合、共同事業体は資金調達の器となる。資金の出し手の立場からみれば、共同事業体に対する投融資は、事業会社に対する投融資であるコーポレートファイナンスと区別され、プロジェクトファイナンスに位置づけられる。共同事業体はスポンサー企業等から法的・財務的に分離されており、仮にスポンサー企業が破綻した場合であっても、その影響が共同事業体に及ばない（倒産隔離）。共同事業体が独立した法人格を持つことで、スポンサーの経営状況にかかわらず事業が継続される条件が整う。言い換えれば、公共施設の継続性が損なわれにくい構造を備え得る点で、官民連携に適している。

また、プロジェクトファイナンスの文脈では、共同事業体が破綻した場合であっても、スポンサー企業等に対して求償が及ぶことは想定されない。共同事業体に対する貸出は、一般にノンリコースローンと呼ばれる、保証人を伴わない融資となる。地方公共団体の立場からみれば、共同事業体が破綻しても損失補償義務を負わないことになる。

背景には 1990 年代後半から 2000 年代前半に顕在化した第三セクター問題もある。第三セクター問題は、自治体が信用補完の名目で不確定な負担を抱え込む構図が、結果として財政リスクを拡大させ得ることを示した。官民連携ファイナンスは、形式として無担保・無保証であることにとどまらず、自治体の追加負担が不確定に膨らむ余地を残さない仕組みでもある⁴。

もともと、官民連携ファイナンスは、「プロジェクト」と称されてはいるものの、融資対象物件は公共施設であり、主たる返済財源は施設が生み出す賃貸料である。実態はアセットファイナンスに近いが、対象が公共施設であるがゆえに担保権の実行は容易でない。無担保・無保証である以上、返済原資としてはプロジェクトが生み出すキャッシュフローに通常以上の比重を置かざるを得ない。にもかかわらず、地域活性化という政策目的の裏返しでもあるが、公共性が高い一方で収益性には制約がある。さらに、貸出期間は長期に及び、官民連携の建前上、途中で脱退するわけにもいかず、ひいては与信判断の原則でいう流動性が低い⁵。

こうした前提に立てば、預金者保護の使命を負う預金金融機関の貸出姿勢が慎重にならざるを得ないのが実情である。

担保・保証に代わる信用補完スキーム

実情を踏まえると、論点となるのは、担保や保証に代わる形でいかに信用補完を設計するかである。ここで信用補完策は大きく 3 つの方向に整理できる。第一に、リスクバッファとなる自己資金を厚くし、借入を減らす方法。第二に、返済順位に優先劣後を設け、銀行債権の保全を相対的に高める方法。第三に、一括借上や空室保証等により、返済原資となるキャッシュフ

⁴ 拙稿「[地方自治体にかかる損失補償の無効問題に学ぶリスク分担のあり方](#)」(大和総研コラム、2011 年 2 月 23 日)を参照のこと。官民連携ファイナンスにおける共同事業体が法形式上、第三セクターに区分されることがあるが、その本質は第三セクター問題が示した構図とは明確に異なり、第三セクター問題と同列に論じるべきものではない。

⁵ 「貸出五原則」(融資五原則)は安全性、収益性、公共性、成長性、流動性からなる。

ローの確実性を高める方法である。

第一に、リスクバッファである自己資本を厚くする方法である。簡単にいえば頭金の積み増しである。返済や配当の義務を伴わない、いわば資本コストがかからない資金を組み込む。典型が地方公共団体など公的主体からの補助金だ。建設協力金や敷金等の一時金も自己資金に準ずる効果を持ち得る。複合施設を整備した際に自治体が公共部分を購入するケースも、共同事業体からみれば有効な資金調達手段となる⁶。

第二の優先劣後構造としては、政府系金融機関などが拋出する劣後ローンや優先出資が代表例である。資金提供者間の返済順位に差を設け、銀行借入を最上位に位置づけることで、銀行債権を構造的に保全する仕組みである。この優先劣後構造の文脈において、借入金はシニアローン、自己資本はエクイティ、その中間に位置する資金をメザニンと呼ぶ。運用としては、例えば借入金の償還を先行させ、その後に優先出資の償還や配当を行うなどの設計がある。地域金融機関の回収を先に置くことで入金の不確実性を軽減する方法である⁷。

第三は、返済財源となるキャッシュフローの確実性を高める方法である。賃貸アパート向け融資でいう一括借上や空室保証が一般的である。空室保証は建築業者や保証会社がこれを担う。官民連携事業においては、地方公共団体が一括借上を行うケースも散見される⁸。

山陽小野田市 LABV プロジェクトの例

地域金融力強化プランにおいて例示されている LABV は、山口県山陽小野田市で進められた事例を念頭に置いたものと考えられる。同プロジェクトは、地域金融力強化プランの検討の基礎となった「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」（以下「地域金融力 WG」）において、「地域金融機関の官民連携のまちづくりへの参画」の具体例として紹介されており、構想段階から地域金融機関が関与した LABV の事例は、現時点では本件に限られる。

主な関係主体は、山陽小野田市、山口銀行、小野田商工会議所、および株式会社合人社計画研究所を代表企業とする民間事業者グループである。これらの主体が出資し、共同事業体として「山陽小野田 LABV プロジェクト合同会社」が設立され、同社が公共施設および民間収益施設を一体的に整備・運営している。

LABV においては、地方公共団体が公有財産を現物出資する形で共同事業体に参画する。公共性という文脈は異なるものの、形式面に着目すれば、不動産流動化スキームと重なる側面を有する。本事例の特徴は、地方公共団体が公有財産を現物出資する一方で、経営には関与しない点にある。自治体が経営に関与しない方針を制度的に担保する観点から、共同事業体の法形式として株式会社ではなく合同会社（LLC）が採用されている。合同会社における議決権は、原

⁶ 会計上の表示は制度や条件により幅があり、純資産の部に計上されるとは限らない。

⁷ 拙稿「PPP/PFI と地域活性化」(『大和総研調査季報』2017 年夏季号 (Vol.27), pp.60-75)、2 章 PPP/PFI の 3 つの側面 1. 金融の方法、3) オガールプラザの事例に見る、第三者保証に代わる信用補完の効果、を参照のこと。

⁸ 共同事業体が整備した施設を地方公共団体が一括借り上げるスキームの例としては大阪府大東市の「morineki プロジェクト」がある。同じ敷地内に公営住宅と店舗等収益施設を配置した事例。

則として社員 1 名 1 票であり、必ずしも出資割合に比例しない。合同会社では、社員のうち業務を執行する者を業務執行社員として定めることができるが、本事例では、山陽小野田市および山口銀行は業務執行社員とならず、議決権の行使も限定的事項にとどめることが定款に明示されている。

については、担保や保証に代わる信用補完策に着眼して考察する。はじめに、資金コストを伴わないエクイティを導入している点である。山陽小野田市は、老朽化した商工センター

の跡地などの公有地を LABV に拠出しているが、出資に伴う配当を受け取らないことを明確にしている。資金調達側からみれば、公有地の現物出資は資本コストを伴わないエクイティとして機能する⁹。フローの観点では、土地購入資金が不要となるため、イニシャルコストの節約となる。ランニングコストの観点では、仮に定期借地権方式を採用した場合に発生する地代負担が、本事例では生じない。

次に、地方公共団体の借上等によって、確定的な収入のみで事業が成り立つ計画となっていることである¹⁰。議案説明資料「市有財産の出資について」によれば、設計、建設および維持管理からなる総事業費は 3,120 百万円だった。2024 年度から 2058 年度にわたる 35 年間の事業収入の累計も同水準である。議案説明資料に追加された企画提案審査書類の長期収支計画表ではテナント収入等の不確実な収入をあえて含めず、賃料収入のうち確定的なもののみを計上している。そのうち山陽小野田市分が 1,363 百万円だった。なお、建築費高騰により当初計画での回収が困難となったため、債務負担行為の限度額は、共益費や消費税込の「LABV プロジェクト民間施設賃借料」として、予算上 1,788 百万円が計上されている¹¹。

また、本件には、複合施設に学生寮を置く山口東京理科大学の空室保証がある。入居率が

図表 2 事業期間（35 年間）の収支累計

		単位：百万円	
収入		支出	
(確定的な賃料収入)	LABV管理委託費		84
山陽小野田市	LABV経費	1,363	76
商工会議所	維持管理・運営費	224	552
山口銀行	大規模修繕費	452	105
山口東京理科大学	借入金返済		1,632
学生寮(賃料・管理費)	支払金利	1,081	304
テナント	エージェンツフィー	0	21
駐車場	固定資産税	0	298
	法人税等		27
	配当前キャッシュ		22
期間累計	期間累計	3,120	3,120

(注) 借入金は「優先ローン」を計上。維持管理・運営費の内訳は維持管理費、学寮備品修繕、水道光熱費、運営費、火災保険料、控除対象外消費税、予備費。35 年間にわたる累計であるため総事業費と支出は一致する。

(出所) 企画提案審査書類から大和総研作成

⁹ ただし、図表 2 からわかるように、地方公共団体は固定資産税を得る。間接的には法人、個人の住民税の増収が期待できることにも留意が必要だ。官民連携プロジェクトは税金を含めた総合収支で検討すべきであることについて、拙稿「補助金の『投資利回り』は何か～成果と持続可能性にコミットするため補助金に投資の発想を～」(大和総研コラム、2022 年 4 月 28 日)を参照のこと。

¹⁰ 山陽小野田市議会「LABV プロジェクトに取り組む市の考え方と合人社グループからの提案内容」令和 4 年(2022 年)総務文教常任委員会『議案第 34 号 市有財産の出資について』(2022 年 3 月 17 日、参考資料 2)

¹¹ 「公園通出張所、会議室 6 室を含む市民活動センター、福祉センター、地域職業相談室の四つの公共機能を賃貸借契約により設置するもの。(注略)当初は坪当たり 9,353 円と設定していたものの、昨今の物価高騰により、坪当たり 1 万 400 円に増額したが、条件に近い近隣物件と比較しても妥当な額となっている」とある。出所：山陽小野田市議会一般会計予算決算常任委員会「議案第 1 号令和 5 年度山陽小野田市一般会計補正予算(第 11 回)」について。内閣府民間資金等活用事業推進室「事例から学ぶ LABV の活用に向けた解説書」(2025 年 6 月、p.42)にも建築費高騰が背景となっている記述がある。

90%未満となった場合に 90%までの差分を大学が負担する予定であり、長期収支計画には賃料と管理費を合算して 35 年間で 1,081 百万円が見込まれている¹²。

さらに、貸し手となる金融機関自身がテナントとして入居する点も注目される。計画上は 452 百万円の賃料収入が見込まれており、融資金額に対する信用リスクを内部的に低減する効果を持つ。企画提案審査書類の「資金調達計画表」によれば、長期借入金は 1,632 百万円が予定されていた¹³。

このように、山陽小野田市 LABV プロジェクトにおける信用補完は、地方公共団体による土地の現物出資、実質借上や空室保証などによる長期・確定的な賃料収入の確保、金融機関自身の入居による相殺可能性などの組み合わせによって構築されている。無担保、無保証に代わる信用補完を、キャッシュフローの確実性によって実現した事例と解釈できる。換言すれば、信用リスクの大部分は、地方公共団体と大学による長期・確定的な支払約束によって構造的に代替されている。

3. 官民連携まちづくりに地域金融機関が関わる上での課題

官民連携によるまちづくり事業は、原則として無担保・無保証である上、事業性評価の拠り所となる収益性も必ずしも高くない。このため、通常の不動産融資以上に、キャッシュフローの確実性や回収順位に対して慎重にならざるを得ない。結果として、地方公共団体による一括借上や、実質的な空室保証が求められることがある。

確かに、これらは地方公共団体による債務保証や損失補償とは性質を異にする。とはいえ、地方公共団体が自らの信用力に依拠して長期の負担を引き受ける点には変わりはない。第三セクター問題のように、事業の不確実性が財政負担へ連鎖的に波及し、想定外に拡大していく類型とは異なるとしても、地方公共団体が一定の事業リスクを負う構図は残る。

では、地域金融機関がスポンサーの一翼を担い、より積極的に関与する選択肢はあり得るだろうか。地域金融力 WG 報告書が指摘するように、「地域活性化のためには、地域企業の成長等を支援するリスクマネー（資本性資金）の供給が重要」（p.12）である。ただし、リスクに見合った経営関与が伴わなければ持続的な関与は難しい。官民連携まちづくりに関して能動的な役割を果たすならば、地域金融機関が有する「地域に幅広い顧客ネットワーク」（地域金融力 WG 報告書、p.10）という強みを活かし、テナントミックスやテナント誘致に関与することが想起される。

ところが、地域金融力 WG 第 2 回（2025 年 10 月 2 日）で全国地方銀行協会が示した説明資料

¹² 「山陽小野田市 LABV プロジェクト 募集要項等に対する質問回答」（2021 年 8 月 3 日）の質問事項 No3「東京理科大学の 90%家賃負担については、事業期間（30 年間）保証頂けるという理解でよろしいでしょうか?」、同 No4「山陽小野田市、小野田商工会議所、山口銀行小野田支店、東京理科大学は事業期間（30 年間）、確実に施設に入居されるという理解でよろしいでしょうか。」に対し、いずれも「お見込みのとおりです」と回答している。

¹³ 2023 年度決算概要書から算出される実際の長期借入金は 19,500 百万円、適用金利年 1.0%で 35 年間元利均等返済だった。

では、再開発を計画段階から事業運営まで一貫通貫で支援していることに触れ、不動産関連業務への制限により、テナント誘致等に主体的に取り組むことが難しい旨が指摘されている¹⁴。制度上の制約により、事業の成否を左右しかねないテナント誘致という中核部分には主体的に踏み込めない。この結果、地域金融機関の関与は融資と助言にとどまり、非金融分野への取り組みに限界が生じている。同資料は「再開発等に伴う不動産仲介業務を実施できるようにすることで、地方銀行のネットワークを活用した一層円滑な事業遂行につながる」との方向性を示しており、制度的制約の解消が実務上の課題として浮かび上がっている。

事業承継・起業・まちづくりの三位一体

テナント誘致への関与を阻む制度的制約は、しかし再開発における一局面の問題にとどまらない。地域の面的な再生を支える実務の中核は、不動産の「担い手」を見つけ、物件と事業を結び直すマッチングにあるからだ。再開発におけるテナント誘致はその一形態である。相続や事業承継、事業再生の局面で生じる遊休不動産の整理と再活用もまた、同じく仲介機能と時間軸の管理が成否を左右する。不動産関連業務への制限というボトルネックは、まちづくりを「点」ではなく「面」として成立させる上で、より広い領域に影響を及ぼす。

まちづくりの分野における「面的再生」とは、一定のエリアに散在する空き家、空き店舗、空き事業所等の遊休不動産について、個々の物件対応にとどまらず、エリア全体で統一したコンセプトの下で新陳代謝させることにほかならない。これらの不動産の背後には事業承継や相続問題が存在しており、事業承継、起業、まちづくりの三分野は、地域課題を解決するための不可分な三位一体の関係にある。

現状、銀行の不動産関連業務に対する法的制限が、この再生のボトルネックとなっている。顧客から空き家、空き店舗、空き事業所に関する相談を受けながらも、銀行が直接的な仲介業務を行えない。この空白が中古市場へのエントリーを遅らせている。地域金融機関はその業務の性質上、空き家化する前の相続案件、空き店舗・空き事業所化する前の後継者問題、さらには事業再生事案に早期に接する立場にある。こうした情報を、起業希望者や成長志向企業と迅速にマッチングすることこそ、地域金融機関が現実的に果たし得る役割といえよう。

歴史をたどれば、かつて多くの銀行が不動産会社を保有していた。これらは主として債権管理の一環として位置づけられていたが、中古市場に流通する前段階の遊休不動産（低稼働不動産を含む）を発見し、市場へのエントリーを促す機能をも担っていた。市街地レベルで俯瞰すれば、街の新陳代謝に貢献していたといえよう。空き家、空き店舗、空き事業所の問題は、遊休不動産が存在することより、それらが取引市場に現れにくく、利用や再生に向けた選択肢が

¹⁴ また、地域金融力 WG 第 2 回の議事録には次のような発言も記録されている。「我々のプレゼン資料の中にもありましたけれども、例えば、今、地方創生の企画会社などを銀行業高度化等会社でつくっている銀行もありまして、結構、地元のホテル開発や商業施設の誘致など、そういう不動産開発の企画から入っている銀行があります。そういうところは入り口から出口まで、自分たちが一番プロジェクトに深く関わっているので一貫通貫してやりたいと、こういうニーズがあります」（全国地方銀行協会(会長行 横浜銀行小野寺氏)）。

立ち上がらない点にあるからだ。

官民連携まちづくりを実効的な仕組みとするには、未市場物件の発掘、新たな担い手の探索・育成、仲介までを一体的に担う機能が不可欠である。しかし現行の制度環境において、地域金融機関の関与は、保全を前提とした融資とフィービジネスの一環としての助言にとどまらざるを得ず、リスクマネーの供給を伴う官民連携まちづくりへの能動的な関与を期待するのは難しい。地域金融機関に期待される役割と、制度が許容する範囲の乖離を認識することが、官民連携まちづくりを実効性のある政策として成立させるための第一歩となろう。

以 上

参考文献

金融庁「金融仲介機能のベンチマーク」(2016年9月)

国土交通省都市局まちづくり推進課「地域における民間都市開発事業の促進のための金融連携基盤の構築に向けたガイドライン～PPP/PRE 活用における自治体と地域金融機関・民間事業者との円滑な連携に向けて～」(2017年3月)

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局「令和6年度地方創生における金融機関との連携状況に係る自治体アンケート結果」(2025年1月)

内閣府民間資金等活用事業推進室「事例から学ぶLABVの活用に向けた解説書」(2025年6月)

遠藤健「LABV手法を用いた地域課題解決型事業における留意点の検証 ～山陽小野田市LABVプロジェクトからの考察～」(『東洋大学PPP研究センター紀要』17巻、pp.1-23、2023年9月)

中村郁博「地域経営型官民連携プロジェクトにおけるファイナンスを通じた地域住民の参画と経営ガバナンスの一考察～山陽小野田市LABVプロジェクトの事例分析に基づく地域エンゲージメントファイナンスの応用可能性～」(『東洋大学PPP研究センター紀要』17巻、pp.1-28、2023年9月)

和西禎行「LABV方式の普及に向けた制度理解と再現性向上のための考察～山陽小野田市LABVプロジェクトの事例研究を通じて～」(『国際PPP研究所紀要』1巻、pp.1-20、2025年9月)